

寄り添い つながる 広報誌

福祉

わかやま

2024
5月号
vol.439



今月の表紙

御坊市社協
「TSUNAGARUカフェ」
(P2~4に関連記事)

この広報誌の発行に一部共同
募金助成金を利用しています。



御坊市社協では、令和5年4月より“人と人が交流し、つながる場”として「TSUNAGARUカフェ」を開設しています。詳細は、御坊市社協HPをご覧ください。

特集
P2-4



孤独・孤立 対策

官民連携プラットフォーム

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

県社協の情報など
SNSで発信中



Facebook



Instagram

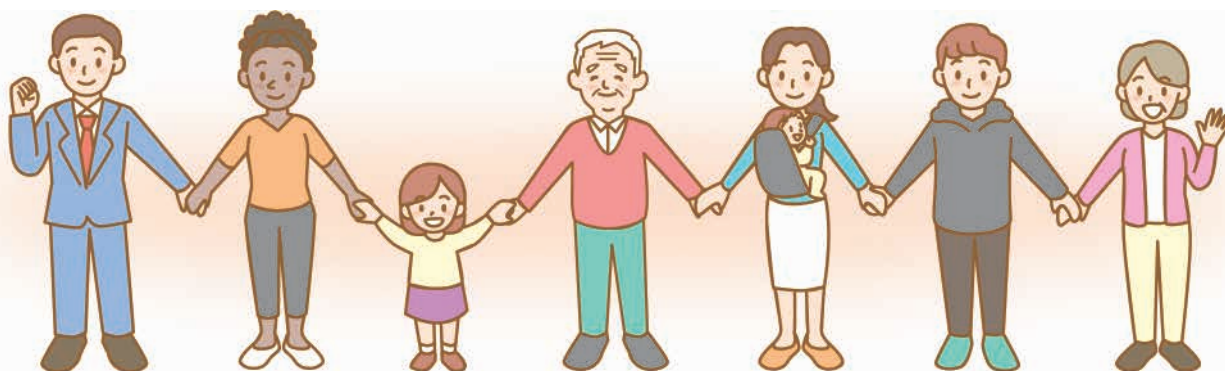


孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

孤独・孤立対策の柱の一つは「孤独・孤立に至っても、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会」とすることです。国では孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組を5月に集中的に行うこととしています。

今月の特集は、国の施策の紹介、県社協活動計画とその取組を紹介します。



孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

(令和4年2月設置)

内閣官房では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策の推進の一環として、関係する多様な行政機関やNPO及び社会福祉法人等支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的にプラットフォームを設置しています。

また令和5年5月には、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める「孤独・孤立対策推進法」が設立し、令和6年4月1日に施行されました。

「孤独・孤立対策推進法」

(令和6年4月1日施行)の概要



(内閣府資料より抜粋)

- ① 孤独・孤立対策の安定的・継続的な実施
- ② 「予防」の観点

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を感じることに、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。
↓「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す。

詳しくは、内閣官房HPをご覧ください。



「関係法令・通知」欄に掲載中

概要

1 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立つて、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

取組紹介1 活動計画

和歌山県社会福祉協議会では第6次活動計画において社会的孤立への対応を含む6項目を重点目標に掲げ、取り組んでいます

重点目標

1 社会的孤立への対応

(説明) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一層深刻化した社会的孤立の防止に引き続き取り組み、新たな生活課題への対応等を図ります。

2 市町村社協と共に地域福祉の基盤づくり

3 相談支援・生活支援と権利擁護の充実

4 多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援

5 地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成

6 自然災害への対応

具体的事業として、次の個別事業を行っています。

- *市町村社協活動支援事業
- *生活福祉資金等貸付事業
- *日常生活自立支援事業
(地域福祉権利擁護・成年後見支援)
- *民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
- *ボランティアセンター事業
- *災害ボランティアセンター事業
- *いきいき長寿社会センター事業
- *制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
- *社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
- *福祉人材確保等に係る返還免除付き貸付事業

※活動計画の詳細については、県社協HP「第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画2022～2026年度」からご覧いただけます。



生活福祉資金は相談支援付きの貸付けです

相談者が抱える悩みは、生活費が工面できれば解決できるといった問題だけではありません。社協の職員は、相談者に寄り添い、相談の背景にある課題を、共に悩み考えます。この寄り添いで、一歩踏み出すことができる相談者がいらつします。

市町村社協では、特例貸付を利用された方(世帯)への見守りを継続しています

単身女性(68歳)、商売をされており、コロナ禍で収入が落ち込み、特例貸付を利用されました。

和歌山市社協職員が、アウトリーチとして訪問を重ねることで、女性はこれまで抱えてきた悩みを職員に打ちあけてくれました。



いつも忘れず
気にかけてくれて
ありがとう😊

今も収入はコロナ禍前に戻っておらず、生活は苦しい状況ですが、女性は「話を聞いてもらつこととで一人ではないと思え、前を向くことができた。」と和歌山市社協職員に話してくれました。

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護・成年後見支援)

切れ目のない権利擁護体制の構築から孤独・孤立を防ぐ

県社協では、本人の判断能力の状況に応じ、「問題発生前の見守り・予防」、「福祉サービス利用援助事業(※1)」、「社協による法人後見(※2)」が市町村社協において一体的に取り組まれるよう支援しています。

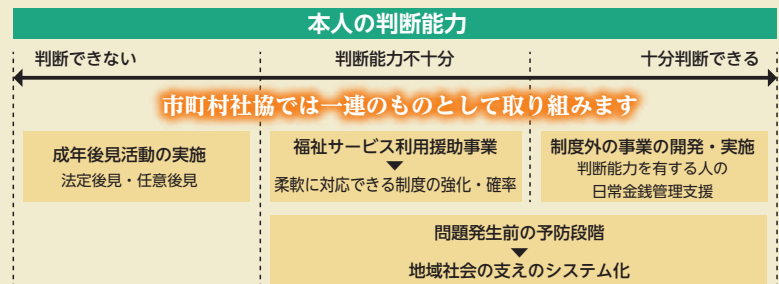
(※1) 物事を判断する能力が十分ではない高齢者や知的障がい・精神障がいがある方等を対象とし、必要な福祉サービスの利用が適正にできるよう支援し、これに伴う日常的な金銭管理を行う事業。県社協が実施する日常生活自立支援事業のうち、最も核となる事業で、県内全30市町村社協に委託実施しています。

(※2) 社協が法人として後見人となり、後見業務を実施すること。物事を判断する能力が十分ではない方を、家庭裁判所が選んだ後見人等が、本人の身上監護、財産管理など、本人を法的に支援する制度を成年後見制度といいます。

一体的な権利擁護支援から支援の輪を広げます

A市に持家で独居、生活保護受給世帯の40代前半の男性のケース。就労と退職を繰り返して、保護費を受給しても、うまくやり繰りできず、親族との関係も希薄で、支援者はケースワーカーしかないという状況でした。

そこでケースワーカーからA市社協に日常的な金銭管理について相談がありました。A市社協は本人の意向を確認のうえ、関係機関とケース会議を開く等して福祉サービス利用援助事業実施にいたしました。あわせて、社協、ケースワーカー、職場、就労支援員、自治会長等、本人を中心に見守りの輪を構築することに繋がりました。



最後に… 誰にも頼れず、ひとりで悩みごとをかかえていませんか

内閣官房HPでは、いくつかのご質問に答えていただくことにより、約150の支援制度や窓口の中から、状況に合った支援をチャットボットで探すことができます。活用ください。

詳しくはこちら



さい
18歳以下のみなさんへ
なや まどぐち しょうかい
悩みを相談できる窓口をご紹介します

探してみる

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



ともに生きる地域社会の 実現をめざして

「ふだんのくらしのしあわせを
みんなの力でつくります」



令和6年度 事業計画・予算の概要

第6次活動計画の6つの重点目標①社会的孤立への対応、
②市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり、③相談支援生
活支援と権利擁護の充実、④多様な主体や社会資源がつながる
地域づくりの支援、⑤地域福祉を支える組織や専門職の確保・
養成、⑥自然災害への対応の達成に向けて、令和6年度に新
たに取り組む主な事業を紹介します。

和歌山県子ども食堂応援ネットワーク事業

県より、「和歌山県子ども食堂応援ネットワーク」の事務局を
受託し、子ども食堂の活動普及、活動支援に取り組みます。

- 子ども食堂の立ち上げや運営に関する相談支援
- 子ども食堂に関する情報収集・情報提供
- 食材や寄付等の支援物資の分配、マッチング

介護生産性向上総合相談センターの運営

「介護生産性向上総合相談センター」の運営を県より受託し、
介護施設等における生産性の向上(介護ロボットやICTの導
入・活用等の業務改善)を促進します。

- 生産性向上相談窓口の設置
- 生産性向上の取組促進に向けた伴走支援(アドバイザー派遣等)
- 生産性向上推進セミナー(仮称)の開催

令和6年度 会計区分別予算の概要

一般会計

会計区分	令和6年度 予算額 (単位:千円)
事業区分	
拠点区分	
サービス区分	
一般会計	3,209,424
社会福祉事業区分	495,390
法人運営事業拠点区分	190,211
施設団体サービス事業拠点区分	113,199
住民サービス事業拠点区分	191,980
公益事業区分	2,706,691
民間社会福祉事業従事者共済事業拠点区分	2,001,395
福祉人材確保等貸付事業拠点区分	705,296
収益事業区分	7,343

生活福祉資金会計

会計区分	令和6年度 予算額 (単位:千円)
事業区分	
生活福祉資金会計	3,074,650
生活福祉資金	2,485,120
生活福祉資金貸付事務費	412,213
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	140,081
臨時特例つなぎ資金	37,236

【お問合せ先】総務企画部 総務経営班
TEL 073-435-5222



赤い羽根共同募金
こんな方法で募金できます！

皆さま、知っていましたか？
こんな募金方法があるんです。

●インターネット募金

自分の町や好きな町にインターネッ
トを使って募金ができます。

●赤い羽根自動販売機

この自販機
で、飲料を買
うだけで募金
ができます。



●法人募金

法人の社会貢献活動の一環とし
て、利益の一部を寄付することがで
きます。事業所や店舗に募金箱を
置くこともできます。

●遺贈・相続寄付

ご自身の財産や相続財産を愛着
ある町の福祉のために活かします。

ぜひご利用ください。

今年も10月1日から赤い羽根共
同募金運動を行います。

皆さまのご協力
をお願いします。



赤い羽根 わかやま



メール info@akaihane-wakayama.or.jp

お問合せ先

社会福祉法人和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
TEL073-435-5231 FAX073-435-5232

HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/



ふるサボ

検索



“私達にできること”を
考え続けたい

和歌山ASEANプロジェクト (WAP)

和歌山大学の学生35名(令和6年3月時点)で構成される和歌山ASEANプロジェクト(WAP)。2012年に設立し、ASEAN諸国を中心に、国際協力のための様々な取組を行っています。今回、WAPの学生4名にお話を伺いました。



さいしろう 西條さん ひおき 日置さん なかざと 中里さん やまもと 山本さん

WAPは、主に3つの企画グループに分かれて活動しています。

『TIES』…

タイで障がいがある子供達の社会参画を支援するため、車いすの寄贈や企画交流会等を実施しています。

『CUBE』…

インドネシアのゴミ山でゴミのピックアップで生計を立てている人々の子供達への支援として、現地の学校等と連携し、子供達の将来の夢の選択肢を増やすための企画を実施しています。

『RIEF』…

フットサルを通じて国際協力活動に参加できる場を提供しています。
また、国内でチャリティフットサルを行い、そ

こで得た収益を他活動の資金に充てています。

和歌山大学から国際協力を

私達は入団とともに所属班を決め、活動します。

今回は主に、『TIES』と『CUBE』の活動についてご紹介します。

2つのグループメンバーはまず、支援内容の企画から始め、実際に現地(タイ・インドネシア)へ赴いて、1週間程度活動します。

現地では、言葉や文化の違いに戸惑うこともありですが、一方で多くの発見や喜びがあります。大学の座学では学べない体験をしながら、子供達のために活動できることが、何よりのやりがいです。

また、現地の大学生と協働することも多く、渡航までの期間にオンラインで打合せをすることもありますが、その中で『日本』に興味を持ってくれる学生もいて、活動を通して、お互いの世界が広がっていくことを嬉しく思います。

世界にひとつでも多くの笑顔をつくるために

「子供達のために何かしたい」と思っていますが、実際、現地に行ってみると「自分達って何ができるんだろう」と改めて考えます。

3つの活動はもちろん、私達がWAPとしてできることを考え続けて、それを後輩につないで、国を越えた支援の輪をもっと広げていきたいと思っています。

福祉人材キャリア形成支援研修 申込受付中

研修名	開催日時	会場	受講申込期限
質の高い仕事の進め方のノウハウを学ぶ！	6月27日(木) 10:25~16:00	和歌山 ビッグ愛	6月6日(木)
風通しのよい職場づくり研修	7月12日(金) 10:25~16:00	オンライン (Zoom)	6月21日(金)
介護技術研修(基礎編)	7月17日(水) 10:25~16:00	和歌山 ビッグ愛	6月26日(水)
キャリアパス対応生涯研修・初任者	7月30日(火) 9:55~17:00 7月31日(水) 9:25~16:40	和歌山 ビッグ愛	5月31日(金)
アンガーマネジメント研修	8月8日(木) 10:25~15:30	和歌山 ビッグ愛	7月18日(木)
アサーティブコミュニケーション研修	8月16日(金) 10:25~15:30	和歌山 ビッグ愛	

※研修の受講には、受講料がかかります。
 ※定員(先着)になり次第締め切ります。
 ※県社協会員は、会員価格で受講いただけます。
 ※詳細は県社協ホームページをご覧ください、
 直接お問合せください。
 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、
 中止になる場合があります。



まなぶぞう

【お問合せ先】県福祉人材センター「ハートワーク」(県社協内) TEL073-435-5210

今月の情報発信コーナー

キャリア支援専門員・保育士等支援コーディネーターによる 福祉・介護・保育のおしごと応援!! 出張相談

県福祉人材センター及び紀南福祉人材バンクでは、以下のとおり出張相談を行います。

福祉・介護・保育の仕事に関心のある方、再就職や転職をお考えの方等、お気軽に相談にお越しください。

場所	日時等はこちらから↓
ハローワーク和歌山 ワークプラザ紀ノ川 ハローワーク御坊 ハローワーク田辺 ハローワーク新宮	

*ハローワーク和歌山とハローワーク田辺では、介護の仕事に関心のある方を対象にした「就職セミナー」も併せて実施しています。

【お問合せ先】

◎県福祉人材センター「ハートワーク」(県社協内)

TEL073-435-5211

◎紀南福祉人材バンク TEL0739-26-4918

(※ハローワーク田辺・新宮での出張相談の場合)



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和6年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
こちらから
(ふくしの保険ホームページ)



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類感染症に変更されたことに伴い、「特定感染症重点プラン」を廃止して2つのプランとします。

保険金額・年間保険料(1名あたり)

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術 入院中の手術	65,000円	
	保険金 外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円	
	特定感染症	補償開始日から補償 ^(*)	
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

*特定感染症についても10日間の免責期間がなく、補償開始日から補償対象となります。
 なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入れ替え、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

